

ICT戦略室発注の物品等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	<a href="#">随意契約理由</a> ( <a href="#">随意契約理由番号</a> )	WTO
1	平成31年度 統合基盤システム サーバ機器等 借入(再リース)	26:OA機器・用品	日立キャピタル株式会社	146,764,224	平成31年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項2号	W2	適用
2	平成31年度 統合基盤システム センタープリンタ等 借入(再リース)	26:OA機器・用品	日立キャピタル株式会社	14,547,276	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G7	-
3	平成31年度大阪版自治体情報セキュリティクラウドサービス利用	01:情報処理	株式会社オプテージ	77,576,616	平成31年4月1日	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第11条第1項2号	W2	適用
4	平成31年度 ASP・SaaS型電子申請サービス一式提供業務委託	01:情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	9,995,400	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
5	ICTにかかるリサーチ&アドバイザーサービス	26:OA機器・用品	ガートナージャパン株式会社	4,587,840	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	-
6	平成31年度ASP・SaaS型大容量ファイル送受信サービス	01:情報処理	トーテックアミニティ株式会社	181,440	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第7号	-	-

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度 統合基盤システム サーバ機器等 借入（再リース）

## 2 契約の相手方

日立キャピタル株式会社

## 3 随意契約理由

「統合基盤システム サーバ機器等」は、住民情報系基幹システムの再構築を目的として、平成 25 年度に一般競争入札により調達した機器である。現行機器は平成 31 年 3 月 31 日をもって契約期間（再リース）を満了することとなるが、民間データセンターへの移転や、ハードウェアおよびソフトウェアのサポート期限等を踏まえて、機種更新を令和 2 年 1 月に実施する予定である。統合基盤システムは、本市行政の根幹となる住民情報系基幹システムを支える基盤となるシステムであることから、市民サービスに影響が出ないように高い信頼性および可用性を担保し、システムの安定稼働を実現するため、保守性を備えるハードウェアおよびソフトウェアの利用を継続する必要がある。以上のことから、現行機器について、令和元年 12 月 31 日までリース延長を行う。

リース延長を行うにはその性質上、現行機器のリース業者と契約を締結する必要があるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号に基づき、現行機器のリース業者である日立キャピタル株式会社と特名随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

I C T戦略室基盤担当（電話番号 06-6543-7114）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度 統合基盤システム センタープリンタ等 借入（再リース）

## 2 契約の相手方

日立キャピタル株式会社

## 3 随意契約理由

「統合基盤システム センタープリンタ等」は、住民情報系基幹システムの再構築を目的として、平成 25 年度に一般競争入札により調達した機器である。現行機器は平成 30 年 12 月 31 日をもって契約期間を満了することとなるが、民間データセンターへの移転（令和 2 年 1 月予定）に伴い、印刷方式等の検討・整理を行う必要があることから、それまでの間の印刷機能の安定的な提供を目的として、平成 31 年 4 月以降も現行機器の稼働を継続させるため、リース延長を行うこととする。

リース延長を行うにはその性質上、現行機器のリース業者と契約を締結する必要があるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、現行機器のリース業者である日立キャピタル株式会社と特名随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

I C T 戦略室基盤担当（電話番号 06-6543-7114）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度大阪版自治体情報セキュリティクラウドサービス利用

## 2 契約の相手方

株式会社オペテージ

## 3 随意契約理由

セキュリティ強化対策事業において自治体情報セキュリティクラウド構築は、各都道府県によって行われるものであり、大阪府においては「大阪版自治体セキュリティクラウド構築等業務」の委託業者を総合評価一般競争入札にて選定し、大阪版自治体情報セキュリティクラウドを構築した。大阪府下の市町村は大阪府の構築した大阪版自治体情報セキュリティクラウドを利用する必要がある、利用するには各参加団体においてサービス提供者と個別に契約を締結する必要がある。

株式会社オペテージは大阪府によって選定された大阪版自治体情報セキュリティクラウドの構築事業者であり、大阪版自治体情報セキュリティクラウドのサービスを提供できる唯一の事業者である。

## 4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める政令第 11 条第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

ICT 戦略室基盤担当（電話番号 06-6543-7122）

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

平成 31 年度 ASP・SaaS 型電子申請サービス一式提供業務委託

## 2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

## 3 随意契約理由

本業務は、市民等がより便利に多くの申請・届出等手続きを基本的に 24 時間 365 日インターネット経由で行えるよう、民間企業が提供する ASP (Application Service Provider) や SaaS (Software as a Service) を活用し、LGWAN-ASP の高いセキュリティのもと、大阪市電子申請・オンラインアンケートシステム (以下「電子申請システム」) として、サービス提供を行っている。

電子申請システムは、市民等と市政を繋ぐ重要なシステムとして位置づけされており、安定的にサービス提供を行う必要がある。

現行の電子申請システムは平成 27 年 11 月から運用を開始し、平成 31 年 3 月 31 日に契約期限を迎えるが、現在、他都市の動向やマイナポータルとの連携を含め、平成 32 年度に新たな電子申請システムの構築を予定しているため、新電子申請システムが稼働するまでの期間、現行の電子申請システムを利用延長する必要がある。

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西は本業務を遂行できる唯一の業者であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、随意契約を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

I C T 戦略室 活用推進担当 (基盤グループ) (電話番号 06-6543-7123)

## 随意契約理由書

## 1 案件名称

ICTにかかるリサーチ&アドバイザリーサービス

## 2 契約の相手方

ガートナージャパン株式会社

## 3 随意契約理由

本サービスは、世界的な動向を踏まえた大阪市 ICT 戦略及びアクションプランの見直しを目指すとともに、本市 ICT 施策の一層の推進及び本市 ICT 施策にかかる調達の安全性・公平性・透明性を担保することを目的として利用するため、ICT における市場や技術、脅威及び国際的なルール・標準などの世界的動向を迅速かつ常時において把握し、国内外における ICT に関する最新の技術動向、市場動向に精通した統計データ、トレンドやトピック及び製品・サービス・ベンダーの客観的な評価等に関する情報を提供できるとともに、政府系機関において同様のサービス提供の実績を有する等、情報の信頼性が高く中立性・客観性を保持する事業者のサービスでなければならない。

そのため、事業者は、次の2つの要件を満たす必要がある。

- (1) 提供する情報が独自取材、独自調査に基づく信頼性の高いものであると同時に、その調査結果についてアドバイスが可能である
- (2) システムインテグレーター及びシステムベンダー事業を行っておらず、かつ、資本関係がないことで、中立性、公平性が担保されている

これらの条件を満たしているのは、諸外国の含めた総合的な ICT にかかる市場動向等の調査や取材が行える必要があるため、ICT にかかる様々な分野に専門家を有しているとともに世界の主要都市に拠点を持っており、あわせて、政府系機関において同様のサービス提供の実績を持つ等、情報の信頼性が高く中立性・客観性を保持しているガートナージャパン株式会社のみであることから地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

## 5 担当部署

ICT戦略室企画担当（電話番号 06-6208-7507）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

平成 31 年度 ASP・SaaS 型大容量ファイル送受信サービス

### 2 契約の相手方

トーテックアメニティ株式会社

### 3 随意契約理由

本市では、府内約 30 の自治体が共同で利用できる大容量ファイル送受信サービス（以下、「サービス」という。）について、大阪電子自治体推進協議会（以下、「大電協」という。）が一括して平成 24 年 2 月に入札を実施し、決定した事業者と締結している契約（以下、「本契約」という。）を、本契約にかかる費用の一部を負担することで、利用してきた。しかし、平成 27 年 4 月 1 日以降、大電協はサービスの提供を終了することとなった。

サービスの提供終了に際し、大電協がサービスを利用している自治体に対し、アンケートを行った結果、25 以上の自治体がサービス利用の継続を希望していることが判明した。そこで、継続利用を希望する自治体に対して、本契約の相手方が個別契約に応じることとなった。

本市が本契約の相手方である、トーテックアメニティ株式会社と個別契約を行う場合、府内 30 の自治体を取りまとめて入札を行ったスケールメリットのある本契約で本市が負担していた金額と同額での契約が可能である。さらに、サービスを提供する事業者を取り巻く環境についても、平成 24 年 2 月以降、大きな変化はみられない。

以上のことから、本市単独で入札を実施する場合と比較し、著しく優位な価格での契約締結が可能であることから、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号に該当する。よって本契約の相手方であるトーテックアメニティを特名した随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 7 号

### 5 担当部署

I C T 戦略室活用推進担当（基盤グループ）（電話番号 06-6543-7121）